

安全データシート

整理番号 MGC:10-1

【製品名】 窒素

アルゴン + メタンの混合ガス (可燃性)

ヘリウム

「可燃性区分1」

安全データシート

作成日 1993年3月31日
改定日 2024年2月29日 (第9版)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : (N₂, Ar, He) + CH₄ (可燃性)
(注意: 名称は容器に表示する製品名と一致させること)

製品コード :

化学名 :

供給者の会社名称 : エア・ウォーター西日本株式会社

住 所 : 大阪市中央区南船場4丁目4番21号

担当部門 : 産業事業部 産業部

連絡先 : Tel: 06-6252-1761 FAX: 06-6252-1762
E-mail:

緊急連絡電話番号 :

推奨用途 : 軟鋼・低合金用(鉄骨・橋梁・造船等)の溶接用シールドガス、工業用ガス、分析機器校正用ガス。

使用上の制限 : 本製品の使用にあたっては該当する各法律、及び次項以降の危険有害性情報等に基づき使用すること。

整理番号 : MGC:10-1

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	可燃性ガス 高压ガス	区分1 圧縮ガス
----------	---------------	-------------

健康に対する有害性

記載がないものは分類区分に該当しないまたは分類できない。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 極めて可燃性の高いガス

: 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ

注意書き [安全対策]

: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。
禁煙。

: 換気の良い場所で使用すること

[応急処置]

: 漏えい(洩)ガス火災の場合:

: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと

: 漏えいした場合、着火源を除去すること

: 吸入した場合: 気分が悪い時は、医師に連絡すること

[保管]

: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること

[廃棄]

: 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わせること

GHS分類に関係しない

: 高濃度のこの混合ガスを吸入すると、酸欠により死亡することが

又はGHSで扱われない

: ある

他の危険有害性

: 高圧ガス容器からガスが噴出し眼に入れれば、眼の損傷、あるいは

失明のおそれがある

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の區別 : 混合物

化学名又は一般名 (化学式) : (窒素(N₂), アルゴン(Ar), ヘリウム(He)) + メタン(CH₄)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示整理番号		
			化審法	安衛法	成分濃度(vol%)
窒素	7727-37-9	28.01	適用外	適用外	100-(Ar+He+CH ₄)
アルゴン	7440-37-1	39.95	適用外	適用外	100-(N ₂ +He+CH ₄)
ヘリウム	7440-59-7	4.00	適用外	適用外	100-(N ₂ +Ar+CH ₄)
メタン	74-82-8	16.04	(2)1	公表物質	

重量濃度換算式

$$\text{重量濃度(wt. \%)} = \frac{\text{Mn Vn}}{\sum \text{Mn Vn}} \times 100$$

※Mn:各成分の分子量 Vn:各成分の体積 (ガス容積)

※各成分の温度・圧力は同一条件とする

※各成分の体積 (ガス容積) は合計で 100%とする

4. 応急措置

吸入した場合

- 新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に努め、医師に連絡すること。
- 呼吸が弱っているときは、加湿した酸素を吸入させること。
- 呼吸が停止している場合には人工呼吸を行うこと。

皮膚に付着した場合

- 大気圧のこの混合ガスにさらされても、特に治療の必要はない。

眼に入った場合

- 噴出するガスを受けた場合は、冷却しすぐに医師の診断を受けること。

応急措置をする者の保護
に必要な注意事項

- 漏えい又は噴出したガスが空気または酸素と混合し、燃焼、爆発を起こす危険を防ぐため、換気を行い拡散させること。
- この混合ガスが漏えいまたは噴出している場所は、空気中の酸素濃度が低下している可能性があるので、換気を十分に行い、必要に応じて陽圧自給式呼吸器を着用すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- 周辺火災に合わせた消火剤を使用すること。

使ってはならない消火剤

- なし

火災時の

- 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、この混合ガスが噴出する。内圧の上昇が激しいときは、容器の破裂に至ることもある。

特有の危険有害性

- 容器弁が壊れたときなどは、容器はロケットのように飛んで危害を与えることがある。
- 容器を安全な場所に搬出すること。搬出できない場合には、できるだけ風上側から水を噴霧して容器を冷却すること。
- 火が消えた後も漏えいが続く場合には、そのガスにより爆発を起したり、中毒により被害を拡大させる恐れがある。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移すこと。

特有の消火方法

- 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させること。

消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

- 自己火災の場合には、速やかにガスの供給を停止すること。供給を停止できない場合には、噴霧散水しながら、この混合ガスがなくなるまで燃焼させるとともに、火災の拡大および類焼の防止に努めること。
- 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火炎からできるだけ離れた風上側から消火にあたること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 酸欠の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換気設備があれば、速やかに起動し換気すること。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法 及び機材

二次災害の防止策

- 大量の漏えいが続く状況であれば、漏えい区域をロープ等で囲み部外者が立ち入らないよう周囲を監視すること。
- 漏えい区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。
- 空気中の酸素濃度を測定管理すること。

- 環境への影響はない。
- 換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させること。

- 着火を防ぐため、全ての着火源を取り除くこと。
- 可燃性ガス濃度を測定管理し、常に爆発範囲の濃度でないことを確認すること。
- この混合ガスは、窒息性のガスであるため、漏えいしたガスが滞留しないように換気を良くすること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取扱者のばく露防止

- 継手部、ホース、配管および機器に漏れがないか調べること。漏えい検査には、石けん水等の発泡液による方法が簡便、安全で確実である。

- 作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を閉じる。その後、圧力調整器内のガスを出し、圧力調整ハンドルをゆるめておくこと。

- 容器を電気回路の一部に使用しないこと。特に、アーク溶接時のアークストライクを発生させたりして損傷を与えないこと。
- 容器弁等が氷結したときは、40 °C以下の温水で温め、バーナー等で直接加熱しないこと。

- 容器の使用前に、容器の刻印、塗装（容器の表面積の1/2以上ねずみ色）、表示等によりガス名を確かめ、内容物が目的のものと異なる場合には使用せずに、販売元に返却すること。

- 容器には、転落、転倒等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高圧のガスが噴出すると、容器がロケットのように飛んで危害を与えることがある。

- 脱着式の保護キャップは、使用前に取り外すこと。使用しない時は確実に取り付けること。

- 容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
- 圧力調整器の取り付けにあたっては、容器弁のネジ方向を確かめてネジに合ったものを使用すること。

- 圧力調整器を正しい要領にて取り付けた後、容器弁を開ける前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを反時計方向に回してゆるめ、その後、ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側面に立ち、正面や背面に立たないこと。

火災・爆発の防止

その他の注意

- : 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁はゆっくり開閉すること。
- : 容器弁の開閉に際し、ハンマー等でたたいてはならない。手で開閉ができないときは、その旨を明示して販売者に返却すること。
- : この混合ガスを多量に使用する場合には、使用量によって集合装置等の供給設備が特別に設計、製作されることがある。使用者は、これらの設備・機器の正しい操作方法や使用方法について、製造者または販売者から指導を受け、取り扱い説明書および指示事項に従うこと。
- : 容器には、充てん許可を受けた者以外はガスの充てんを行なってはならない。
- : 容器の修理、再塗装、容器弁および安全装置の取り外しや交換等は、容器検査所以外では行わないこと。
- : 容器の刻印、表示等を改変したり、消したり、はがしたりしないこと。
- : 使用後の容器は圧力を 0.1 MPa 以上残し、確実に容器弁を閉めた後、保護キャップを付けて、速やかに残ガス容器置場に移動させること。
- : 容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定めること。
- : 契約に示す期間を経過した容器および使用済みの容器は速やかに販売者に返却すること。
- : 高圧ガス保安法の定めるところにより取り扱うこと。
- : この混合ガスを使用するにあたっては、空気中の酸素濃度が低くなる危険性があるので、密閉された場所や換気の悪い場所で取り扱わないこと。
- : この混合ガスを使用する設備の安全弁の放出口は、排出された混合ガスが滞留しないように、安全な場所に設置すること。
- : この混合ガスを使用するタンク類の内部での作業は、混合ガスの流入を防ぐと共に十分な換気を行い、労働安全衛生法に従い行うこと。
- : 可燃性ガスであるので、火気の近くで使用しないこと。
- : 容器弁の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的でガスを放出する場合には、口金を人のいない方向に向けて、ガス出口弁を短時間微開して行うこと。
- : 高圧のガスが直接人体に吹きつけられると、損傷を起こすがあるので、高压で噴出するガスに触れないこと。
- : 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しないこと。
- : この混合ガスを、圧縮空気や空気の代わりに使用しないこと。
- : 容器にこの混合ガス以外のガスが入った可能性があるときは、容器記号番号等の詳細を販売者に連絡すること。
- : 取扱い後は、よく手を洗うこと。

局所排気・全体換気

安全取扱注意事項

接触回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

適切な技術的対策

混触禁止物質

適切な保管条件や 避けるべき保管条件	： 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。 ： 直射日光を受けないようにし、温度 40 °C以下に保つこと。 ： 水はけの良い、換気の良好な乾燥した場所に置くこと。
注意事項	： 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにすること。 ： 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。
安全な容器包装材料	： 高圧ガス容器として製作された容器であること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 等	： 日本産業衛生学会(2019年版) ACGIH(2019年版)	： 規定されていない 規定されていない
設備対策	： 屋内で使用または保管する場合は、換気を良くする措置を施すこと。 ： 空気中の酸素濃度が 18 vol%未満にならないようにすること。	

保護具

呼吸用保護具	： 必要により空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク
手の保護具	： 革手袋
眼、顔面の保護具	： 保護面、保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	： 特別な保護具はいらない

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	： 気体
色	： 無色
臭い	： 無臭
融点／凝固点	： 混合物としてのデータがないため、各成分の融点を示す 窒素 -209.9 °C アルゴン -189.3 °C ヘリウム -272.2 °C (2.6 MPa) メタン -182.5 °C
沸点又は初留点 及び沸点範囲	： 混合物としてのデータがないため、各成分の沸点を示す 窒素 -195.8 °C アルゴン -185.8 °C ヘリウム -268.9 °C メタン -161.5 °C
可燃性	： 可燃性
爆発下限界及び爆発 上限界／可燃限界	： 混合物としてのデータがないため、メタンの爆発範囲を示す 5.0～15.4% (空気中)
引火点	： 非該当
自然発火点	： 混合物としてのデータがないため、メタンの発火点を示す 537°C
分解温度	： 情報なし
pH	： 非該当
動粘性率	： 非該当
溶解度	： 混合物の組成で変化するため、各成分の溶解度を示す 窒素 1.52 ml/100ml 水 アルゴン 3.41 ml/100ml 水 ヘリウム 0.87 ml/100ml 水 メタン 3.31 ml/100ml 水 (20 °Cの水における Bunsen 吸収係数を 100 ml 水に換算)
n-オクタノール/ 水分配係数	： 非該当

(log 値)	
蒸 気 壓	： 非該当
密度及び／又は相対	： 非該当
密度	
相対ガス密度	： 混合物の組成で変化するため、各成分の相対密度を示す 窒素 0.97 アルゴン 1.38 ヘリウム 0.14 メタン 0.56 (0 °C、101.3 kPa、空気=1)
粒 子 特 性	： 非該当
その他のデータ	
臨界温度	： 混合物の組成で変化するため、各成分の臨界温度を示す。 窒素 -146.95 °C アルゴン -122.45 °C ヘリウム -267.95 °C メタン -82.595 °C (0°C、101.3kPa)
臨界圧力	： 混合物の組成で変化するため、各成分の臨界圧力を示す。 窒素 3.4 MPa アルゴン 4.865 MPa ヘリウム 0.227 MPa メタン 4.595 MPa (0°C、101.3kPa)

10. 安定性及び反応性

反応性	： 酸化性物質の存在や条件によっては発火する
化学的安定性	： 常温常圧では比較的安定な混合ガスである
危険有害反応可能性	： なし
避けるべき条件	： メタンと酸化剤（酸素、塩素、ふつ素等のハロゲン系ガス、亜酸化窒素等）との反応。
混触危険物質	： 酸素、塩素、ふつ素等のハロゲン系ガス、亜酸化窒素等
危険有害な分解生成物	： なし

11. 有害性情報

急性毒性	： 情報なし
皮膚腐食性/刺	： 情報なし
激性	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺	： 情報なし
激性	
呼吸器感作性/	： 情報なし
皮膚感作性	
生殖細胞変異原性	： 情報なし
発がん性	： 情報なし
生殖毒性	： 情報なし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	： 情報なし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	： 情報なし
誤えん有害性	： 情報なし
その他の情報	： 空気と置換することにより単純窒息性のガスとして作用する 酸素濃度 18 vol% 症 状 酸素濃度安全限界、初期の酸欠症状

16～12 vol%	脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる 細かい作業が困難、頭痛等の症状が起こる
10～6 vol%	意識不明、中枢神経障害、けいれんを起こす
6 vol%以下	昏睡状態となり、呼吸が停止し、6～8分後心臓が停止する 極限的な低酸素濃度、一回の呼吸で一瞬のうちに失神、 昏睡、呼吸停止、けいれんを起こし約6分で死亡する

12. 環境影響情報

生態毒性	： 情報なし
残留性・分解性	： 情報なし
生態蓄積性	： 情報なし
土壤中の移動性	： 情報なし
オゾン層への有害性	： 情報なし

13. 廃棄上の注意

- ： 使用済み容器はそのまま容器所有者に返却すること。
- ： 容器に残ったガスは、みだりに放出せず、圧力を残したまま容器弁を閉じ、製造者または販売者に返却すること。
- ： この混合ガスを廃棄する場合には、少量ずつ換気に注意して大気放出を行うこと。
- ： 容器の廃棄は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

14. 輸送上の注意

国連番号	： 1954 ※ 単一成分 1066 (窒素) 1006 (アルゴン) 1046 (ヘリウム) 1971 (メタン)
品名 (国連輸送名)	： その他の圧縮ガス (引火性のもの)
国連分類	： クラス 2.1 (引火性高圧ガス)
容器等級	： 非該当
海洋汚染物質	： 非該当
MARPOL73/78 附属書II及び IBC コードによるばら積み	： 非該当
輸送される液体物質	
国内規制がある場合の規制情報	
高圧ガス保安法	： 法第 2 条 (圧縮ガス)
海上輸送	
港則法	： 施行規則第 12 条 危険物 (高圧ガス)
船舶安全法	： 危規則第 3 条危険物告示別表 1 (高圧ガス)
航空輸送	
航空法	： 施行規則第 194 条
陸上輸送	
道路法	： 施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策	： 高圧ガス保安法における規定に基づき安全な輸送を行うこと。 移動時の容器温度は 40°C 以下に保つ。特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努めること。 ： 容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱うこと。

- ：移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を施すこと。
- ：車両等により運搬する場合は、イエローカード、消火設備および応急措置に必要な資材、工具を携行すること。
- ：酸素ガスと混載するときは、容器弁の方向を反対に向けるか、間隔を十分にとること。

緊急時応急措置指針番号

：115

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法	：非該当
労働安全衛生法	：労働安全衛生規則第24条の14, 15 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等
毒物及び劇物取締法	：非該当
高圧ガス保安法	：法第2条(圧縮ガス)
港則法	：施行規則第12条 危険物(高圧ガス)
船舶安全法	：危規則第3条危険物告示別表1(高圧ガス)
航空法	：施行規則第194条
道路法	：施行令第19条の13 車両の通行の制限

16. その他情報

適用範囲	：この安全データシートは、混合ガス (N ₂ , Ar, He)+CH ₄ (可燃性)に限り適用するものである。
引用文献	1) 日本酸素㈱、マチソンガスプロダクツ共編：「ガス安全取扱データブック」、丸善出版㈱ (1989年) 2) 日本産業ガス協会編：「酸素・窒素・アルゴンの取扱い方」、日本産業ガス協会 (2000年) 3) C.G.A. :「ACCIDENT PREVENTION IN OXYGEN-RICH AND OXYGEN-DEFICIENT ATMOSPHERES」、C.G.A. (1966年) 4) 日本化学会編：「化学便覧」(第3～5版)、丸善出版㈱ 5) L'AIR LIQUIDE :「GAS ENCYCLOPEDIA」、ELSEVIER SCIENCE PUBLISHERS (1976年) 6) ACGIH :「2019 TLVs and BEIs」、(2019年) 7) 新日本法規出版㈱：「実務労働安全衛生便覧」 8) 中央労働災害防止協会編：「新酸素欠乏危険作業主任者テキスト」、中央労働災害防止協会 (2013年) 9) 日化協「化学物質法規制検索システム：CD ROM版」(2007年) 10) 化学工学会編：「化学工学便覧」改訂7版、丸善出版㈱

注) • 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。

- 注意事項等は通常的な取り扱いを対象としたもので、特殊な取り扱いの場合はその点を配慮下さい。
- 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に確認の上、利用下さい。

以上

混合物のGHS分類についての解説

この解説は、本体のSDSに記載した物理化学的危険性および健康に対する有害性のGHS区分について説明するもので、SDSの一部ではない。

本SDSにおける混合ガスの可燃性／非可燃性の分類および健康有害性の分類については、各事業者の判断にゆだねるところであり、JIMGAとしては区別の考え方を提示するにとどめる。

1. 趣旨

GHSにおいて物質あるいは混合物の物理化学的危険性を分類する際には、試験を行った結果に基づいて行うのが大原則となっている。しかし、可燃性の危険性については、計算によって求めた値で分類したり、試験を行うか否かのふるい分けを行うことができる。

混合ガスの可燃性は、ISO 10156:2010「ガスおよびガス混合物—シリンダー放出弁の選択のための着火および酸化能力の決定」に従って、計算により分類することができる。詳細については、JIS Z 7252:2019を参照されたい。

ここでは、可燃性／非可燃性を判定する計算方法およびGHS分類の可燃性又は引火性ガスにおける区分についての考え方を解説する。しかし、この計算によって得られた値が、実質的な可燃性／非可燃性を区別する濃度であることを保証するものではない。

2. 可燃性／非可燃性の判定基準

2.1 公式

$$\sum_{i=1}^n (V_i \% / T_{ci})$$

ここで、

$V_i \%$ ：可燃性ガス i の等価含量

T_{ci} ：可燃性ガス i と窒素との混合物において、 i が空气中で着火しない最大濃度

K_i ：窒素に対する不活性ガスの等価係数

2.2 判定基準

$$\sum_{i=1}^n (V_i \% / T_{ci}) > 1$$

2.3 手順

(1) 混合物中の不活性ガスの窒素に対する各等価係数(K_i)を確認する。

Ar:Ki=0.55、He:Ki=0.9、N₂:Ki=1

(2) 窒素以外の不活性ガスを窒素に換算し、混合ガスの等価体積を計算する。

(3) 全体を100%に補正する。

(4) 可燃性ガス成分のT_c係数を確かめる。

ISO 10156:2010、表2「可燃性ガスと窒素との混合物において、その混合ガスが空气中で着火しない最大濃度 T_{ci}」からT_c係数を求める。

CH₄ : T_{ci}=8.7%

(5) 判定基準により、可燃性ガスに分類されるか計算する。

2.4 計算例

(1) 以下の混合ガス成分濃度における計算を行う。

10% (CH₄) + 30% (Ar) + 60% (He)

(2) 不活性ガスのKi値を用いて窒素に換算し、混合物の等価体積を計算する。

10% (CH₄) + [30% × 0.55 + 60% × 0.9] (N₂) = 10% (CH₄) + 70.5% (N₂) = 80.5%

(3) 含量合計を補正して100%とする。

$$100/80.5 \times [10 \% (\text{CH}_4) + 70.5 \% (\text{N}_2)] = 12.4 \% (\text{CH}_4) + 87.6 \% (\text{N}_2)$$

(4) メタンの T_{ci} と上記(3)の V_i %を、判定基準式に代入し、

$$\sum_i^n (V_i \% / T_{ci}) = 12.4 / 8.7 = 1.43$$

$1.43 > 1$ であり、この混合物は可燃性となる。

3. 可燃性/非可燃性となる濃度の具体例

(1) メタン+窒素の混合物

8.7 % (CH_4) 超が可燃性となり、8.7 % (CH_4) 以下が非可燃性となる。

(2) メタン+アルゴンの混合物

4.9 % (CH_4) 超が可燃性となり、4.9 % (CH_4) 以下が非可燃性となる。

(3) メタン+ヘリウムの混合物

7.9 % (CH_4) 超が可燃性となり、7.9 % (CH_4) 以下が非可燃性となる。

(4) メタン+窒素+アルゴン、メタン+窒素+ヘリウム、メタン+アルゴン+ヘリウムの混合物

窒素、アルゴン、ヘリウムの K_i が異なるため、各成分の等価含量から判定基準式で計算しなければ、可燃性と非可燃性を区分する濃度は算出されない。

4. GHS 区分について

標準気圧 101.3 kPa および 20 °Cにおいて、この混合ガスを空気と混合した場合に、混合ガスが 13 % (容積) 以下で爆発範囲 (燃焼範囲) を有する場合、または、爆発 (燃焼) 下限値に関係なく、空気中での爆発範囲 (燃焼範囲) が 12 %以上の幅を有する場合は、区分 1 となる。例えば、50 % メタン+50 % 窒素の混合ガスは、区分 1 に分類されるであろう。

5. 危険物輸送に関する国連分類における高圧ガス

国連危険物輸送勧告では高圧ガスは下記のように分類されている。GHS 分類における区分 1 の可燃性ガスは国連分類における区分 2.1 に該当し、国連番号は 1954 (その他の圧縮ガス (引火性のもの)) となる。しかし、GHS 分類における区分 2 の可燃性ガスは、下表の引火性ガスの定義から外れるため国連分類はクラス 2.2、国連番号は 1956 (その他の圧縮ガス (他の危険を有しないもの)) となるので注意が必要である。

クラス	定義
クラス 2 高圧ガス	高圧ガスとは、50°Cで圧力 300KPa を超える蒸気圧を持つ物質、または 20°C で圧力 101.3 kPa で完全に気体となる物質で、次に掲げるものをいう。
クラス 2.1 引火性ガス	引火性ガスとは、20°Cで圧力 101.3 KPa において、空気と混合した場合の爆発限界の下限が 13%以下のもの、または爆発限界の上限と下限の差が 12 %以上のガスをいう。
クラス 2.2 非引火性・非毒性ガス	非引火性ガスとは、液化ガスまたは 20°Cで圧力 280KPa 以上となる引火性ガスまたは毒性ガス以外のガス。
クラス 2.3 毒性ガス	毒性ガスとは人が吸入した場合に強い毒作用又は腐食作用を受けるガス ($LC_{50} \leq 5000 \text{ ml/m}^3$)。

6. 高圧ガス保安法の可燃性ガス

高圧ガス保安法における可燃性ガスの定義は、一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 号イおよびロに記載がある。

(イ) 爆発限界 (空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。) の下限が 10 %以下のもの。

(ロ) 爆発限界の上限と下限の差が 20 %以上のもの。

この条件を満たす混合ガスは、高圧ガス保安法の可燃性ガスとなるので注意を要する。